

令和6年2月

第2回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 会議室203

出席委員

2番	小川 充	3番	染谷 文夫
4番	櫻井 守	5番	雨貝 洋子
6番	白石 悟	7番	對崎 徳男
8番	大野 博司	9番	石島 繁
10番	加園 秀信	11番	吉田 新一
12番	青木 道子	13番	飯岡 勉
14番	本橋 文男	15番	野堀 良夫
16番	飯島 孝一	17番	遠藤 道夫
19番	飯野 和男	20番	市村 元則
21番	蛭原 昇	22番	坂入 誠

欠席委員

1番 柳下 浩一朗

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	今野 重彰
農業行政課	係長	廣引 康則
農業行政課	主事	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 5 号	現況証明の発行可否について
	議案第 6 号	農用地利用集積計画の決定について
	議案第 7 号	農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
	議案第 8 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 9 号	つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号	農地法第 3 条第 1 項第13号の規定による届出について
	報告第 3 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 5 号	農地法第18条第 6 項の規定による通知について
	報告第 6 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後 1 時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和 6 年第 2 回総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。本日は御苦勞様です。

令和 6 年第 2 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りましてありがとうございます。

今日あたりから大分暖かくなって、農作業も忙しい時期に入ってくるのではないかと思います。委員の皆さんも体調管理には気をつけながら専念していただければと思います。

本日は御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第 6 条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたしたいと思ひます。よ

ろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和6年第2回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席1番柳下浩一朗委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は20名で、定足数に達していることから、令和6年第2回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席3番染谷文夫委員、議席4番櫻井 守委員をお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、

担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る2月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号2番については、県外に本店を置き、申請地の隣接地に事務所を構え、農薬製造販売業を営む法人です。今般、試験研究目的のために申請地を借り受けるものです。

提出番号3番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号4番については、水稻・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には水稻・果樹を作付けする予定です。

提出番号5番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番については、大豆・牧草を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には大豆を作付けする予定です。

提出番号7番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号8番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号2番については、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、1番、3番から8番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る2月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、申請人は水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号10番については、申請人は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号9番、10番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 11 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 11 番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る２月６日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号 12 番については、農業委員会で実施する農地再生チャレンジ事業用地として、令和６年７月３１日まで借り受けるものです。

提出番号 13 番については、水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 14 番については、水稻と芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 12 番については、農地法施行令第２条第１項の不許可の例外に該当するため、また提出番号 13 番、14 番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る２月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 15 番については、水稻・芝・ブルーベリーを作付けしている農家で、申請地

にはブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号 16 番については、水稻・小麦・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、水稻・麦・大豆を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 15 番から 17 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る 2 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 18 番については、水稻、栗、野菜を作付けしている農家で、申請地には栗、野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 18 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定によ

る権利の設定・移転の許可については、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてですが、今回の申請案件については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号20番と一体の事業であることから、議案第2号と議案第4号を併せて議題とすることとよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、議案第4号の審議と併せて議題とすることといたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る2月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和5年3月14日付で、つくば農委指令第13号をもって農地法第5条の許可を受け、建て売り住宅用地として申請地を取得しましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更をするものです。

提出番号2番については、令和5年4月13日付つくば農委指令第16号をもって農地法第5条の許可を受け、自己用住宅用地として許可を受けましたが、申請者が自己用住宅の進入路部分を敷地拡張すべく、事業計画変更をするものです。

以上のことから、提出番号1番、2番については、承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。
続きまして、議案第3号の質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について及び議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを一括して議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案第4号及び議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る2月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農用地区域内農地です。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、つくば市の公共工事を受注し、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請されたもので、令和6年2月19日から令和6年7月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、全面鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とし

た上で、バックホー 2 台、工事車両 3 台、物置 1 棟等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 2 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人です。今般、隣接地の太陽光発電施設を拡張するため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するもので、全体計画面積は 6,744㎡です。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、310W パネルを 300 枚設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地及び第 1 種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る 2 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 3 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、近隣に畑を持つ兼業農家ですが、所有農地への進入路の幅員が狭く、営農に支障を来していることから、申請地を取得し、農地への進入路を拡張するため申請するものです。

許可後の利用方法については、砕石等による整地は行わず、現状のまま利用する予定とのことです。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 4 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関から融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 5 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家財道具が増え手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関から融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 6 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 7 番については、農地区分、第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住

宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 8 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、申請地に隣接する市街化区域に事務所を構え、美容関連の講師を育成する研修所を営んでおります。現在、参加者が 20 名から 25 名程度の研修会を週 2 回、午前、午後に分けて実施しております。これまで洞峰公園の駐車場等を利用しておりましたが、今後のことを考え申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上、45 台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 9 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、申請地の近隣で不動産管理業を営む法人です。

今般、既存で借りていた資材等の置場を返却することになったため、代替地として申請地を取得し、車両兼建築足場置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を単管パイプとコーンバーで囲い、敷地内を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、バックホーや 2 t トラック等、建築足場用の資材置場を確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 10 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、外構工事業を営んでおりますが、既存の資材置場がなく、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を丸太柵で囲い、敷地内を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、2 t トラック、2 t ダンプと砕石、砂等の資材置場を確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 11 番については、つくば市内にある既存の駐車場が違反転用状態となっており、聞き取り調査を行い、転用に至った経緯や事情を確認するため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 11 番については継続審議。提出番号 3 番から 10 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地及び第 2 種農地の例外許可規定と第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荳崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る 2 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 2 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、つくば市の公共事業を受注し、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請され

たものです。令和6年11月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットで囲い、一部を鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、工事用発生土、バックホー1台、砂、碎石等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、同一大字内で自動車修理業を営む個人事業者です。今般、事業の拡大に伴い既存の車両置場が手狭になってきたため、申請地を借り受け、車両置場用地として申請されたものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車20台、中型車5台等のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、社宅住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号12番から15番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る2月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号16番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業の拡大のため申請地を賃借し、太陽光発電施設を設置するため申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理した上で、310Wパネル600枚、パワーコンディショナー10台を設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

なお、発電施設については、二つの区画に分けた上で、独立して発電を行う計画です。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関

係法令協議は整っております。

提出番号 18 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 19 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 16 番から 19 番について、一般基準を満たしており、第 2 種農地及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われすが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る 2 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

農地法第 4 条許可申請、提出番号 1 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

今般、申請者は、低地解消を目的とした盛土をするために申請されたもので、令和 6 年 5 月 31 日までの一時転用です。

許可後は、つくばみらい市台にある工場の新規工事現場に伴う建設発生土を用いて盛土し、盛土完了後は白菜を作付けする予定で、関係法令との協議は整っております。

農地法第 5 条許可申請、提出番号 20 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人で、今般、前述の農地法第 4 条許可申請、提出番号 1 番に係る盛土工事を受注したため、工事用の進入路用地として申請するもので、令和 6 年 5 月 31 日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、工事用の鉄板 7 枚を敷設する計画です。

以上のことから、農地法第 4 条許可申請、提出番号 1 番及び農地法第 5 条許可申請、提出番号 20 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われすが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る2月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で大手自動車メーカーの販売代理店として、自動車の販売整備業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い、中古車置場及び従業員用駐車場が不足するため、申請地を取得し、駐車場用地として申請されたものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面をアスファルト舗装とし、雨水は浸透ます処理とした上で、中古車両64台分と従業員車両15台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号23番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、社家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、令和5年4月13日付つくば農委指令第16号をもって農地法第5条の許可を受け、自己用住宅の建築をしておりますが、自宅への進入路の幅が狭く、自家用車での出入りに支障を来たしていることから、敷地拡張をすべく申請地を取得し、進入路用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号21番から26番については、一般基準を満たしており、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号及び議案第２号の説明及び報告が終わりました。

提出番号11番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号11番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号11番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号11番については、小川委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号、提出番号11番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番から10番、12番から26番及び議案第２号について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員

大穂地区の雨貝です。提出番号21番については始末書添付との報告がありましたが、始末書添付の理由を教えてください。

議 長（飯野 和男）

事務局から回答をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

許可を受ける前より、申請地に碎石敷きとなっていたことから、始末書が添付されたものでございます。

雨貝洋子委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

そのほか何かございますか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号 1 番から10番、12番から26番及び議案第 2 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から10番、12番から26番及び議案第 2 号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について及び議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 1 番から10番、12番から26番については、許可することに決定いたします。

議案第 5 号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 5 号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 5 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る 2 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、20 年以上前から資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 1 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

報告します。去る2月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第7号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第 6 号及び第 7 号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書18ページになります。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について及び議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 6 年 1 月18日及び令和 6 年 1 月19日付で、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

議案第 6 号、提出番号 1 番、豊里地区で 5 年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号62番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区33件、谷田部地区18件、茎崎地区 5 件、大穂地区 1 件、筑波地区 2 件、桜地区 3 件となります。

続きまして、議案書26ページ、議案第 7 号になります。

提出番号 1 番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号12番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区 6 件、筑波地区 6 件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

遠藤委員、お願いします。

遠藤道夫委員

筑波地区の遠藤です。議案第 7 号提出番号 8 番から12番については土地表記の欄に横バーの記載が多く見受けられます。こちらは土地改良事業に伴う仮換地によるものなのでしょうか。

議 長（飯野 和男）

事務局から回答をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

当該地番の区域について、現在、土地改良事業による基盤整備を行っております。以上の理由により、上段が仮換地された新しい土地地番が記載され、下段に従前の土地地番が記載されております。

以上でございます。

遠藤道夫委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）
市村委員、お願いします。

市村元則委員

桜地区の市村です。議案第6号提出番号1番から22番の法人と提出番号38番から51番の法人から申請が多くされておりますが、それぞれの法人の市内におけるこれまでの営農状況について教えていただけますか。

議 長（飯野 和男）
事務局から回答をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

提出番号1番から22番の法人につきましては、市内において農地所有適格法人として営農されているところでございます。

続けて、提出番号38番から51番の法人につきましても、同じく農地所有適格法人として、営農されているところでございます。

収穫作物等の情報につきましては、事務局では把握していないところでございます。

市村元則委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）
對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。ただ今、事務局より説明のありました、提出番号1番から22番に記載されている法人につきましては、豊里地区を中心に白菜、葱を生産されています。これまで、土地所有者と相対で契約をしていたことから、正式な手続きをするべく申請されたものと考えられます。

以上、情報提供させていただきます。

議 長（飯野 和男）
そのほか何かございますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号及び議案第7号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

議案第6号及び議案第7号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号及び議案第7号の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定いたします。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書30ページになります。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年1月19日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で6年4か月間の賃借権の設定を行うものです。

以降、整理番号2番までのとおりとなり、豊里地区2件となります。

計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により、市が機構に提出するものです。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、異議なく承認することに決定いたします。

議案第9号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主事）

議案書32ページになります。

議案第9号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和6年1月18日付で農業振興地域整備計画の変更について意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区において資材置場敷地として申請されたものです。

以降、整理番号26番までのとおりとなり、豊里地区15件、谷田部地区6件、大穂地区2件、筑波地区1件、桜地区2件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号21番については、議事参与の制限案件に該当しますので、21番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（田中主事）

去る1月25日に行った農業振興地域整備促進協議会豊里地区の現地調査、並びに2月7日の審議結果について、報告いたします。

整理番号1番から15番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断いたしました。

以上のことから、整理番号1番から15番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る1月26日に行った農業振興地域整備促進協議会谷田部地区の現地調査、並びに2月6日の審議結果について、報告いたします。

整理番号16番から20番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る1月25日に行った農業振興地域整備促進協議会大穂地区の現地調査、並びに2月6日の審議結果について、報告いたします。

整理番号22番、23番については、農地転用許可の見込みもあり、除外することにより農地の集団化への影響もないものと判断いたしました。

以上のことから、22番、23番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

1月24日に行った農業振興地域整備促進協議会筑波地区の現地調査、並びに2月7日の審議結果について、報告いたします。

整理番号24番については、農地転用許可の見込みもあり、除外することにより農地の集団化への影響もないものと判断いたしました。

以上のことから、整理番号24番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る1月26日に行った農業振興地域整備促進協議会桜地区の現地調査、並びに2月8日の審議結果について、報告いたします。

整理番号25番、26番については、農地転用許可の見込みもあり、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断いたしました。

以上のことから、整理番号25番、26番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、なお一層委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、整理番号1番から20番、22番から26番についての説明及び報告が終わりました。

続きまして、整理番号1番から20番、22番から26番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、整理番号1番から20番、22番から26番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号1番から20番、22番から26番について、つくば農業振興地域整備計画の変更について、同意することに異議ありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての整理番号1番から20番、22番から26番について、変更に関し異議なく同意することに決定いたします。

議長（飯野 和男）

続きまして、整理番号21番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川委員の退席を求めます。

（小川 充委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、整理番号21番について、事務局より調査結果の報告をお願いいたします。

事務局（廣引係長）

去る1月26日に行った農業振興地域整備促進協議会谷田部地区の現地調査、並びに2月6日の審議結果について、報告いたします。

整理番号21番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

整理番号21番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

どうですか、よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、質問、意見共にはないので、これにて整理番号21番に対する質疑を終結いたします。

整理番号21番について、つくば農業振興地域整備計画の変更について、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての整理番号21番について、変更により異議なく同意することに決定いたします。

小川委員の復席を求めます。

（小川 充委員 復席）

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書36ページから53ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第6号について、質問等はございませんか。

どうですか、よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他

議 長（飯野 和男）

その他の報告ですが、先月30日に開催しました運営委員会において、能登半島地震に伴う被災者への義援金について、つくば市農業委員会としての対応を協議いたしました。

協議の結果、農業委員及び農地利用最適化推進委員、1人当たり1,000円を義援金として、全国農業会議所を通じて送金することに決定いたしましたので、御了承いただければと思います。

なお、農業委員分の義援金につきましては、委員互助会より支出させていただきます。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

それでは、これをもちまして令和6年第2回総会を閉会いたします。

【午後2時35分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員